

福島市技能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、卓越した技能功労者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに本市の産業振興に寄与することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、市内に居住し、かつ、市内に勤務先を有する者で別表に定める職種に従事し、次の各号の全てに該当するものについて市長が行う。

- (1) 極めて優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
- (2) 当該年度の11月1日現在において、同一職種に15年以上従事し、満35歳以上の者
- (3) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること
- (4) 職業を通じて後進の技能指導を行い、又は技能者の育成に寄与した者
- (5) 過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのない者
- (6) 過去にこの表彰を受けていない者

(推薦)

第3条 別表に定める業種の団体・事業所、商工会議所、商工会等の代表者は前条の規定に該当すると認められる者があるときは、福島市技能功労者推薦書（様式第1号）により市長に推薦することができる。

また、被推薦者が、団体に加入していない、又は団体等が組織されていない場合は、同一又は関連する業種の技能者が、福島市技能功労者推薦書（様式第1号）により市長に推薦することができる。

(被表彰者の選考方法)

第4条 市長は、前条の規定により団体の代表者等から推薦書の提出を受けたときは、表彰を公正かつ適正に行うため、福島市技能功労者選考委員会に諮り被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法等)

第5条 表彰は、毎年1回行う。

2 被表彰者には、表彰状及び記念品を授与して行う。

3 表彰が決定した後に、被表彰者が死亡した場合は、遺族に表彰状及び記念品を贈る

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

(別表)

職業部門及び職種

職業部門	職種（１）	職種（２）
I 金属材料製造関係	1. 金属材料製造作業	①製鋁工、製鋼工、②非金属製錬工、③鋳物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料製造検査工、⑨その他の金属材料製造工
II 金属加工、金属溶接・溶断、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係	1. 金属加工作業者	①金属工作機械工、②金属プレス工、③鉄工、びょう打工、製かん（缶）工、④板金工、⑤めっき工、⑥針金製品・針・ばね製造工、⑦金属研ま工、⑧金属手仕上工、⑨金属彫刻工、⑩金属製家具・建具製造工、⑪金属製品製造工、⑫金属加工・金属製品検査工、⑬その他の金属加工作業者
	2. 金属溶接・溶断作業	①電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工
	3. 一般機械器具組立・修理作業	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③その他の一般機械器具修理工、④一般機械器具修理工
	4. 計器・光学機械器具組立・修理作業	①時計組立工・修理工、②計器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研ま工・調整工、⑤その他の計器・光学機械器具組立・修理作業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業関係	1. 電気機械器具組立・修理作業	①発電機・電動機組立工・修理工、②配電・制御装置組立工・修理工、③民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、④電気通信機械器具組立工・修理工、⑤電子応用機械器具組立工、⑥半導体製品製造工、⑦電球・電子管組立工、⑧電子機器部品製造工、⑨束線工、⑩被覆電線製造工、⑪乾電池・蓄電池製造工、⑫電気機械器具検査工、⑬その他の電気機械器具組立・修理作業
	2. 電気作業	①発電員、変電員、②送電線架線工、③配電線架線工、④通信線架線工、⑤電信電話機据付工・保守工、⑥その他の電気工事作業
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1. 輸送用機械器具組立・修理作業	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自転車組立工・修理工、⑥船舶ぎ装工、⑦輸送用機械器具検査工、⑧その他の輸送用機械器具組立・修理作業
V 紡糸織布及び衣服・繊維製品製造関係	1. 紡糸作業	①粗紡工、精紡工、②合糸工、ねん糸工、加工糸工、③揚返工、かせ取工、④その他の紡糸作業
	2. 織布・同関連作業	①織機準備工、②織布工、③漂白工、精練工、④染色・仕上工、⑤編物工、編立工、⑥フェルト・不織布製造工、⑦つな・なわ・ひも製造工、⑧あみ製造工、⑨その他の織布・同関連作業

(別表)

職業部門及び職種

職業部門	職種（１）	職種（２）
	3. 衣服・繊維製品製造作業 者	①婦人・子供服仕立職、②男子服仕立職、③和服仕立・修理職、④帽子製造工、⑤裁断工、⑥ミシン縫製工、⑦刺しゅう工、⑧その他の衣服・繊維製品製造作業 者
Ⅵ 建設及び土木 関係	1. 建設作業 者	①大工、②型わく工、③鉄筋工、④とび工、⑤れんが積工、⑥タイル張工、⑦ブロック積工、⑧屋根ふき工、⑨左官、⑩配管工、⑪鉛工、⑫畳工、⑬熱絶縁工、⑭内装仕上工、⑮防水工、⑯潜水作業、⑰その他の建設作業 者
	2. 土木・舗装・ 鉄道線路工事 作業 者	①土木・舗装作業、②鉄道線路工事作業 者
	3. 建設機械運 転作業 者	①建設用機械運転 工
	4. 農業関係作 業 者	①植木職、造園師（工）、②その他の農業作業 者
Ⅶ 窯業製品製造、 採鉱、採石、 採掘、土石製品 製造及び化学 製品製造関係	1. 窯業製品作 業 者	①窯業原料工、②ガラス製品成形工、③ガラス製品加工工、④陶磁器製造工、⑤施ゆう工、ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦ファインセラミック製品製造工、⑧セメント製造工、⑨セメント製品製造工、⑩れんが・かわら類製造工、⑪石灰・石灰製品製造工、⑫七宝工、⑬窯業製品検査工、⑭その他の窯業製品製造 工
	2. 採鉱、採石及び その他の採掘 作 業 者	①採鉱員、②採炭員、③石切出作業、④じゃり・砂・粘土採取作業、⑤ダム・トンネル掘さく工、⑥さく井工、採油工、天然ガス採取工、⑦支柱員、⑧坑内運搬員、⑨選鉱員、選炭員、⑩他に分類されない採掘作業 者
	3. 土石製品製 造作 業 者	①石工、②その他の土石製品製造 工
	4. 化学製品製 造作 業 者	①化学工、②石油精製工、③化学繊維工、④油脂加工工、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造 工
	5. ゴム・プラス チック製品製 造作 業 者	①ゴム工、②ゴム製品製造工、③タイヤ製造工・修理工、④プラスチック製品成形工、⑤プラスチック製品加工工、⑥ゴム・プラスチック製品検査工、⑦その他のゴム・プラスチック製品製造作 業 者
Ⅷ その他の関係	1. 木・竹・草・ つる製品製 造作 業 者	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木製家具・建具製造工、⑥船大工、⑦木製おけ・たる製造工、⑧曲物製造工、⑨げた製造工、⑩木彫工、⑪竹細工工、⑫とう・き柳製品製造工、⑬草・つる製品製造工、⑭木・竹・草・つる製品検査工、⑮その他の木・竹・草・つる製品製造作業、⑯こけし工

(別表)

職業部門及び職種

職業部門	職種（１）	職種（２）
	2. パルプ・紙・紙製品製造作業 者	①パルプ工、紙料工、②紙機械すき工、③紙手すき工、④加工紙製造工、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦その他のパルプ・紙・紙製品製造作業 者
	3. 印刷・製本 作業 者	①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④印刷物光沢加工作業員、⑤製本作業員、⑥その他の印刷・製本作業 者
	4. かわ・かわ製品 製造 作業 者	①製革工、②くつ製造工・修理工、③その他のかわ・かわ製品製造 作業 者
	5. 飲料・たばこ 製造 作業 者	①製茶工、②酒類製造工、③清涼飲料製造工、④たばこ製造工 ⑤その他の飲料・たばこ製造 作業 者
	6. 食品原料製造 作業 者	①精穀工、製粉工、②製糖工、③味噌・しょう油製造工 ④動植物油脂製造工、⑤その他の食料品製造 作業 者
	7. 食料品製造 作業 者	①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・湯葉・こんにゃく・ふ製造工、④かん詰・びん詰食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥水産物加工工、⑦肉製品製造工 ⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造 作業 者
	8. 装身具等身の 回り品製造 作業 者	①かばん・袋物製造工・修理工、②がん具製造工③楽器製造工 ④模型・模造品製作工、⑤和がさ・ちょうちん・うちわ製造工 ⑥洋がさ製造工、⑦ほうき・ブラシ製造工、⑧漆器工、 ⑨貴金属・宝石細工工、⑩甲・角・貝・きば細工工、 ⑪印判師、⑫その他の装身具等身の回り品製造 作業 者
	9. 定置機関・機械 運 転 作 業 者	①汽かん士、②起重機・巻上機運転工、③ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工、④その他の定置機関・機械運 転 作 業 者
	10. 生活衛生サー ビス 作 業 者	①理容師、②美容師・着付師、③クリーニング工、④洗 張工
	11. 飲食物調理及び 接客サービス 作 業 者	①調理人、②バーテンダー、③給仕従事者
	12. その他の技能工 生 産 工 程 作 業 者	①内張工、②表具師、③塗装工、④画工、広告美術工、 ⑤映写技士、⑥製図工、写図工、⑦現図工、⑧包装工、 ⑨他に分類されない技能工、生産工 程 作 業 者
	13. その他	I～Ⅶ及びⅧの１～12に属さない技能的職種